

「食の安全安心の確保に関する基本的な計画
(第４期)」に基づく令和６年度施策実施状況
(案)
概要

令和７年第１回みやぎ食の安全安心推進会議提出資料

令和７年６月

宮城県

目次

第 1 食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第 4 期）の概要	P1
-----------------------------------	----

第 2 食の安全安心の確保に関する基本的な計画に係る施策ごとの実施状況の概要	P2
--	----

I 安全で安心できる食品の供給の確保

1 生産及び供給体制の確立	P2
---------------	----

- (1) 生産者の取組への支援 (施策 1 から施策 4)
- (2) 農林水産物生産環境づくり支援 (施策 5 から施策 8)
- (3) 事業者の取組への支援 (施策 9 から施策 10)

2 監視指導及び検査の徹底	P3
---------------	----

- (1) 生産段階における安全性の確保 (施策 11 から施策 14)
- (2) 流通・販売段階における安全性の確保 (施策 15 から施策 18)
- (3) 食品表示の適正化の推進 (施策 19 から施策 21)
- (4) 食品の放射性物質検査の継続 (施策 22 から施策 23)

II 食の安全安心に係る信頼関係の確立

1 情報共有及び相互理解の促進	P4
-----------------	----

- (1) 情報の収集、分析及び公開 (施策 24 から施策 25)
- (2) 生産者・事業者及び消費者との相互理解の推進 (施策 26 から施策 28)
- (3) 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進 (施策 29 から施策 31)

2 県民参加	P6
--------	----

- (1) 県民総参加運動の展開 (施策 32 から施策 34)
- (2) 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映 (施策 35 から施策 36)

III 食の安全安心を支える体制の整備

1 体制整備及び関係機関等との連携強化	(施策 37 から施策 41) P7
---------------------	--------------------

2 みやぎ食の安全安心推進会議の設置 (施策 42)	P8
----------------------------	----

第1 食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）の概要

・ 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

・ 計画の目的

みやぎ食の安全安心推進条例（以下「条例」という。）第1条に規定する「食品の安全性及び信頼性」を実現するため、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

・ 計画の位置付け

条例第6条第1項の規定に基づき、条例第3章に定める食の安全安心の確保に関する施策について、具体的な取組を推進するための計画としている。

・ 施策の大綱

1 安全で安心できる食品の供給の確保

主に、行政が生産の現場又は流通の段階で生産者・事業者が取り組む食の安全安心を支援するとともに、食の安全安心が確保されているかどうか監視及び指導を行う施策。

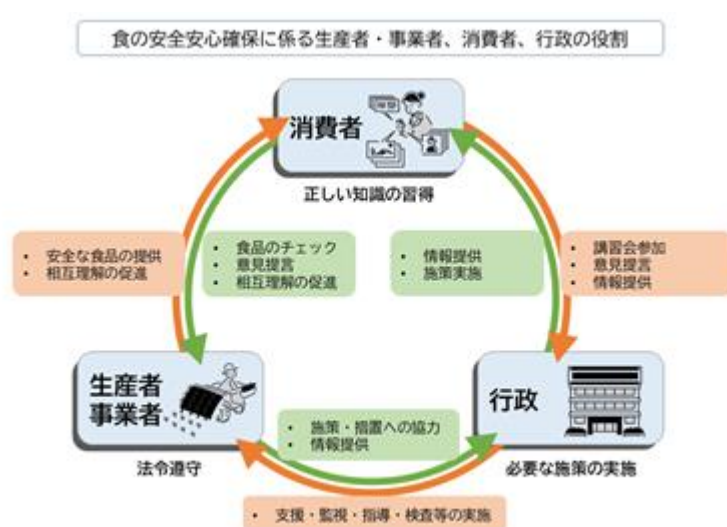
特に、科学的な知見に基づく食品の安全性の確保が必要なことから、「安全」をキーワードとしている。

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立

県、生産者・事業者及び消費者が共に信頼しながら、食の安全安心を作り上げていく施策。安心して食品を選択するためには、生産者・事業者等と消費者との信頼性の構築が必要なことから、「安心」をキーワードとしている。

3 食の安全安心を支える体制の整備

1と2の施策をサポートし、推進していく施策。県、生産者・事業者及び関係者が連携し総合的に推進していくことが必要なことから、「協働」をキーワードとしている。



施策の大綱概要

安全

- ・生産供給体制支援
- ・監視・指導・検査の徹底

安心

- ・情報共有・相互理解
- ・県民総参加

協働

- ・体制整備
- ・連携強化

第2 食の安全安心の確保に関する基本的な計画に係る施策ごとの実施状況の概要

I 安全で安心できる食品の供給の確保・・・・・・・・・・【 安全 】に関する施策

生産の現場又は流通の段階で生産者・事業者が行う食の安全安心の取組を支援するとともに、食の安全安心が確保されているか監視及び指導を行った。

1 生産及び供給体制の確立

・・・ P4～11

(1) 生産者の取組への支援（施策1～施策4）

安全で安心できる食品を望む消費者の期待に応えるため、生産者が行う次の取組を支援した。

施策1

- 地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者組織を支援したほか、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度を推進した。
- 有機農業の推進のため、相談窓口での対応や指導者の人材育成等に取り組んだ。
- 環境制御技術の知識を有する栽培管理者の育成のため、各種研修会等を開催した。

施策2

- 農業生産工程管理（GAP）の導入推進のため、関係団体等との情報共有を図ったほか、認証の維持、取得等を支援した。

施策3

- 農作物の安全確保を図るため、農薬危害防止運動を実施するとともに、農薬の適正使用の普及に向けた各種研修会等を実施した。

施策4

- 生産段階における耳標（個体識別番号）の装着徹底を推進するとともに、生産から流通までの各段階における牛の個体識別システムを維持するための各種支援を行った。

主な数値目標 I-1- (1) （施策1～施策4）

項目	基準値 令和元年度	実績 令和6年度	目標値 令和7年度
環境保全型農業直接支払交付金取組面積（ha）	4,296	4,309	5,619
国際水準 GAP 導入・認証総数（件）	160	152	260
耳標の装着率（％）	100	100	100

(2) 農林水産物生産環境づくり支援（施策5～施策8）

生産者だけでは解決困難な課題に対して、関係機関と連携して生産環境の整備にあたった。

施策5

- カドミウム基準値超過米の発生を抑制するため、関係機関と連携して湛水管理の徹底を指導したほか、基準値超過の場合は、適正な保管及び廃棄処分を指導した。

施策6

- 家畜伝染病予防法に基づく検査を実施し、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫及び豚熱等家畜伝染病等の発生予防とまん延防止に努めた。

施策7

- 食中毒の原因となる貝毒等について、宮城県漁業協同組合と連携した各種調査の実施及

び情報共有により、食中毒の未然防止に努めた。

施策 8

- 原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限解除を進めるため、県外産の汚染されていない原木の調達や生産管理を支援した。

主な数値目標 I -1- (2) (施策 5～施策 8)			
項目	基準値 令和元年度	実績 令和 6 年度	目標値 令和 7 年度
貝毒プランクトン観測定点調査実施率 (%)	100	100	100
原木しいたけ(露地栽培)出荷制限解除数 (人)	49	63	64

(3) 事業者の取組への支援（施策 9～施策 10）

事業者自らが消費者に安全安心な食品提供を行うための取組を支援した。

施策 9

- HACCP の導入と実践の定着に向け、HACCP 制度の区分別研修会を開催するとともに、個別の事業者を対象とする相談制度による支援等を行った。

施策 10

- 地産地消の推進に取り組んでいる県内の飲食店等を「食材王国みやぎ地産地消推進店」として登録し、県産食材の産地等を表示する取組を推進した。

主な数値目標 I -1- (3) (施策 9～施策 10)			
項目	基準値 令和元年度	実績 令和 6 年度	目標値 令和 7 年度
HACCP 研修会参加施設数 (施設)	110	199	200

2 監視指導及び検査の徹底

・・・ P12～23

(1) 生産段階における安全性の確保（施策 11～施策 14）

生産段階において安全性が確保されるよう関係法規に基づき監視指導を行った。

施策 11

- 農薬取締法に基づく農薬販売者及び農薬使用者を対象とした立入検査を実施した。
- 魚類養殖業者を対象とした水産用医薬品の適正使用や養殖管理に関する巡回指導を実施した。

施策 12

- 肥料の品質確保等に関する法律に基づき、肥料生産業者を対象に立入検査及び肥料の収去・分析を行った。
- 飼料の安全性確保のために、家畜用飼料製造工場、養殖用の魚粉製造工場等を対象に立入、収去検査等を行った。

施策 13

- 動物用医薬品の適正使用のため、動物用医薬品販売業の立入検査及び適正使用に関する指導を行った。

施策 14

- 高病原性鳥インフルエンザの予防のため、定点モニタリング及び強化モニタリング検査を実施するとともに、異状を早期発見する体制を維持した。

主な数値目標 I -2- (1) (施策 11～施策 14)			
項目	基準値 令和元年度	実績 令和 6 年度	目標値 令和 7 年度
肥料成分不足違反件数割合 (%)	0	0	0
動物用医薬品販売の違反件数 (件)	6	3	0

(2) 流通・販売段階における安全性の確保 (施策 15～施策 18)

令和 6 年度宮城県食品衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）を策定し、計画的な監視指導を行った。また、米穀事業者に対して、米の流通に関する監視指導を行った。

施策 15

- 監視指導計画に基づき、食品営業施設等に対して監視指導を実施したほか、定期的に食品衛生担当者会議等を開催し、情報の共有に努めた。

施策 16

- 輸入食品を含む県内に流通する食品について、食品衛生法に基づく残留農薬、添加物等の規格基準に関する検査を実施し、基準逸脱食品等の流通を防止した。

施策 17

- かきの採取海域に関する加工基準の確認、かき処理場等の監視指導及び収去検査、と畜検査、食鳥検査、BSE 検査の実施の他、特定危険部位除去の徹底等を指導した。

施策 18

- 米トレーサビリティ法に基づく取引等の記録や産地情報の伝達における宮城県域の米穀事業者を対象とした立入検査を実施した。

主な数値目標 I -2- (2) (施策 15～施策 18)			
項目	基準値 令和元年度	実績 令和 6 年度	目標値 令和 7 年度
食品営業施設の監視指導率 (%)	116	120.4	100
食品検査率 (%)	98.6	94.7	100
かき処理場等の監視指導率 (%)	94	108	100

(3) 食品表示の適正化の推進 (施策 19～施策 21)

食品表示は、消費者が食品選択をするための重要な情報であることから、関係法令に基づき、事業者に対し助言指導を行い、適正化を図った。

施策 19

- 食の 110 番、食品表示 110 番を設置し、食品表示法、健康増進法等に基づく調査、相談対応、監視指導等を行った。
- 無承認無許可医薬品の県内流通実態を把握するため、販売店舗において健康食品の買上げ調査を実施した。

施策 20

- 食品表示ウォッチャーによる食品表示のモニタリング調査を実施し、不適正表示の疑義があった事業者に対しては、確認調査と必要な指導を実施した。

施策 21

- 事業者等が開催する食品表示に関する研修会等に講師として職員を派遣した。
- 年間を通じて消費者や事業者からの食品表示に関する相談に対応し、適正な食品表示に関する普及啓発を行った。

主な数値目標 I -2- (3) (施策 19～施策 21)			
項目	基準値 令和元年度	実績 令和 6 年度	目標値 令和 7 年度
食品表示適正店舗数の割合 (%)	99.7	99.3	100
食品表示に関する研修会・説明会等の開催回数 (回)	14	7*	20

※保健事項を含めた場合は 36 回

(4) 食品の放射性物質検査の継続 (施策 22～施策 23)

厚生労働省通知に基づき、県内で生産される農林水産物や流通食品などについて検査を実施し、基準値超過品目が流通しないようにするとともに、県民に対して検査結果を分かりやすく提供した。

施策 22

- 県内で生産される主要な農畜水産物等について、四半期ごとに「農畜水産物等の放射性物質検査計画」を定めて検査を実施し、結果をホームページ等で公表した。農産物・畜産物・水産物では基準値を超過したものはなく、林産物・野生鳥獣では結果を速やかに公表し、県民の不安の解消に努めた。

施策 23

- 県内に流通する一般食品等について放射性物質検査を実施し、結果をホームページ等で公表した。基準値を超過したものはなく、県内における流通食品の安全が確認された。

主な数値目標 I -2- (4) (施策 22～施策 23)			
項目	基準値 令和元年度	実績 令和 6 年度	目標値 令和 7 年度
農産物の放射性物質検査計画に対する実施率 (%)	100	100	100
林産物の放射性物質検査計画に対する実施率 (%)	120*	100	100
畜産物の放射性物質検査計画に対する実施率 (%)	100	100	100
水産物の放射性物質検査計画に対する実施率 (%)	128*	100	100
流通食品の放射性物質検査計画に対する実施率 (%)	100	100	100

※計画件数以上の検査を行ったため 100%を超えています。

Ⅱ 食の安全安心に係る信頼関係の確立・・・・・・・・・・【 安心 】に関する施策

県、生産者・事業者及び消費者が共に信頼できるよう、相互の信頼関係を構築するためのリスクコミュニケーションや県民総参加運動を展開するとともに、食の安全安心に関する情報共有を図り、その情報を速やかに県民に提供した。

1 情報共有及び相互理解の促進

・・・ P24～32

(1) 情報の収集、分析及び公開（施策 24～施策 25）

食の安全安心の確保のためには、情報の共有が重要であることから、関係する情報を収集するとともに、その情報を速やかに県民に提供した。

施策 24

- アンケート等により県民の意向把握に努めるとともに、県ホームページ等で速やかに情報を提供した。
- 食材王国みやぎ公式 Facebook、公式 Instagram 等により各種情報発信を行った。

施策 25

- 令和 6 年度監視指導計画に基づき実施した監視指導及び検査等の実績、食品の安全や自主回収に関する情報等を、ホームページで随時公表した。

主な数値目標 Ⅱ-1- (1) （施策 24～施策 25）

項目	基準値 令和元年度	実績 令和 6 年度	目標値 令和 7 年度
食の安全安心ホームページアクセス数 (件)	68,780	189,198	100,000

(2) 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進（施策 26～施策 28）

生産者・事業者及び消費者との相互理解のもと、信頼関係を構築することが重要であることから、様々な手法、機会などを活用して相互理解を促進した。

施策 26

- 消費者と生産者・事業者の相互理解を深めるため、食品工場見学会・生産者との交流会を実施したほか、地域食と農の相談窓口を引き続き設置した。
- 学校給食における地場産物の利用拡大を図るため、県内産食材等についての情報誌を発行した。
- みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度で認証された農産物や県産きのこ・山菜類等の販売会を行った。

施策 27

- 公益社団法人宮城県食品衛生協会と連携し、食品衛生推進員等の資質向上を図った。
- みやぎ水産の日を核とした情報発信やイベントにより水産物の消費拡大に取り組んだ。

施策 28

- 食育・地産地消の実践的な取組や、食材王国みやぎ「伝え人」の活動促進等を支援したほか、みやぎ食育コーディネーターの研修会等を実施した。

主な数値目標 II -1- (2) (施策 26～施策 28)			
項目	基準値 令和元年度	実績 令和 6 年度	目標値 令和 7 年度
県からの情報提供が十分・概ね十分と感じる消費者モニターの割合 (%)	50.2	65.7	70.0
学校給食の地場農林水産物利用品目の割合 (%)	39.0	42.9	40.0
みやぎ食育コーディネーターによる食育推進活動の参加人数 (人)	36,196	43,018	40,000

(3) 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進 (施策 29～施策 31)

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う風評被害を払拭するため、放射性物質測定結果を迅速に公表した。また、食品中の放射性物質に関する理解を深める取組を実施した。

施策 29

- 生産から消費の各段階における測定結果を、みやぎ原子力情報ステーションで公表した。
- 課公式 X により、放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発に努めた。

施策 30

- 市町村等が実施する水道水中の放射性物質の測定結果を取りまとめ、みやぎ原子力情報ステーション等において公表した。

施策 31

- 県民が自ら育てた自家消費用の農産物等の測定結果を取りまとめ、みやぎ原子力情報ステーションで公表した。

2 県民参加

・・・ P33～36

(1) 県民総参加運動の展開 (施策 32～施策 34)

消費者、生産者・事業者及び県が協働して安全で安心できる食の実現を目指し、県民総参加運動を展開した。

施策 32

- 各種広報媒体により消費者モニターを募集するとともに、消費者モニターを対象としたアンケート調査や研修会等を実施したほか、モニターだよりを発行した。

施策 33

- みやぎ食の安全安心取組宣言の広報・募集を実施したほか、更なる認知度向上のため、登録証のデザインを刷新し飲食店から順次配布した。

施策 34

- 食の安全安心セミナー、地方懇談会等の各種講習会や出前講座、食品工場見学会・生産者との交流会を開催し、参加者の知識向上、消費者と生産者・事業者との相互理解促進を図った。

主な数値目標 II-2-（1）（施策 32～施策 34）			
項目	基準値 令和元年度	実績 令和 6 年度	目標値 令和 7 年度
消費者モニターの活動（延べ参加）率（％）	87	94	95
消費者モニター登録者数（人）	1,035	1,209	1,200
食の安全安心取組宣言者数（者）	2,966	1,961	3,200
各種講習会の参加者数（人）	1,901	923	2,000

（2）県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映（施策 35～施策 36）

様々な手法及び機会を活用して県民の意見を聴取し、食の安全安心の確保に関する施策への反映に努めた。

施策 35

- 消費者モニターアンケート、みやぎ食の安全安心推進会議、地方懇談会、食の安全安心セミナー、消費者モニター研修会、監視指導計画へのパブリックコメントなどにより、食の安全安心に関する県民の意見を把握した。

施策 36

- 食の 110 番、食品表示 110 番を設置し、食の安全安心に関する相談等に対応した。寄せられた危害情報や被疑情報については、事実確認調査の上、関係法令等に基づき速やかに対応した。

主な数値目標 II-2-（2）（施策 35～施策 36）			
項目	基準値 令和元年度	実績 令和 6 年度	目標値 令和 7 年度
地方懇談会の開催回数（回）	12	11	20

Ⅲ 食の安全安心を支える体制の整備・・・・・・・・・・【 協働 】に関する施策

食の安全安心の確保に関する施策の総合的な推進及び緊急時における的確な対応のため、体制の整備を図るとともに関係機関等との連携を強化した。

1 体制整備及び関係機関等との連携強化・・・・・・・・・・ P37～39

(1) 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進（施策 37）

- 令和 5 年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第 4 期）」に基づく施策の実施状況について、宮城県食の安全安心対策本部会議を経て、議会への報告と県民への公表を行った。
- 食の安全安心庁内連絡会議等において関係部局の連携を図り、基本計画に基づく施策の推進を図った。

(2) みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応（施策 38）

- 県庁関係課に食の安全安心推進員、地方機関に食の安全安心連絡員を配置し、食の危害要因に係る情報収集及び食に係る危機の未然防止に努めた。
- 食の危機管理対応チーム会議を開催し、みやぎ食の危機管理基本マニュアル及び個別対応マニュアルに基づく事案のほか、放射性物質への対応など、食の危害要因に係る情報を共有した。

(3) 食の安全に関する調査・研究の充実（施策 39）

- カキ中の病原性微生物低減法の検証に係る研究を実施するとともに、貝毒プランクトン調査定点において、貝毒プランクトンの発生状況や環境条件（海水温、塩分）を把握した。
- 食品衛生については、かきむき処理場における HACCP の導入やかきむき処理事業者への監視によって見られた課題に対する指導内容について共有した。

(4) 食品等の放射性物質に係る調査・研究の充実（施策 40）

- 原乳及び牧草等の放射性物質検査を実施するとともに、牧草等への土壌からの放射性物質移行の機序と低減技術について調査・研究に取り組んだ。
- 県内産きのこ原木が利用できない状況が続いていることから、県内原木林の再生及び利用再開に向けた調査研究に取り組んだ。

(5) 国、都道府県、市町村、関係団体との連携（施策 41）

- 国、都道府県、市町村、関係団体等との連携、協働により、各種施策の推進に努めるとともに、食中毒事件や違反食品の発生時に速やかな情報共有など適切に対処した。

2 みやぎ食の安全安心推進会議（施策 42）・・・・・・・・・・ P40

- みやぎ食の安全安心推進会議を 3 回開催し、令和 5 年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第 4 期）」に基づく施策の実施状況について評価を行ったほか、食の安全安心に関する情報及び意見の交換を行った。